

「子ども・子育て支援新制度」について

平成25年11月15日

富里市健康福祉部子育て支援課

※現時点の国資料等を基に作成したものであり、今後修正があり得ます

3つの「目的」

- ◎質の高い幼児期の学校教育，保育の総合的な提供
- ◎保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善
- ◎地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て関連3法

- ◎「子ども・子育て支援法」
- ◎「認定こども園法の一部を改正する法律」
- ◎「関係法律の整備等に関する法律」(児童福祉法等の改正)

新制度の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・ 認定こども園, 幼稚園, 保育所を通じた共通の給付
- ※私立保育所については, 現行どおり, 市町村が保育所に委託費を支払い, 利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。

■ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育事業所内保育

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
(要支援児童, 要保護児童等の支援に資する事業)
- 子育て短期支援事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進事業

主な制度内容①:「給付」の創設

1 施設型給付(認定こども園, 幼稚園, 保育所)

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定※1し, 認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を, 施設が法定代理受領。
- 市町村が利用調整※2を行った上で, 利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)
- ただし, 民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- 給付の対象となる施設は, 利用定員を定めた上で市町村が確認。※3

※ 私立幼稚園は, 給付を受けず, 従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。

- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は, 現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育※4給付(小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育)

- 保育の必要性の認定に応じた給付等, 基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 保育の必要性の認定(支給認定)について⁵

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

19条1項1号に該当する場合 : 教育標準時間認定

19条1項2号に該当する場合 : 満3歳以上・保育認定

19条1項3号に該当する場合 : 満3歳未満・保育認定

(19条1項2号・3号に該当する場合 : 保育認定

- 保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について、市が認定基準を策定することとなります。
 - ①「事由」:保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」:長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※2 利用調整について

- 給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

- 施設等に関する情報の提供
- 施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案して実施）
- 施設等のあっせん
- 施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

- 市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」。 ※ 施設・事業の「認可」とは別の手続き
- 利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、保育の必要性の認定区分(1号/2号/3号)ごとに設定することになります。
- 確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要です。
- 市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要があります。

※4 地域型保育事業について

● 次の4事業が児童福祉法上の市町村認可事業とされ、「地域型保育給付」の対象となります。

①小規模保育事業

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う
- 定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- 定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う

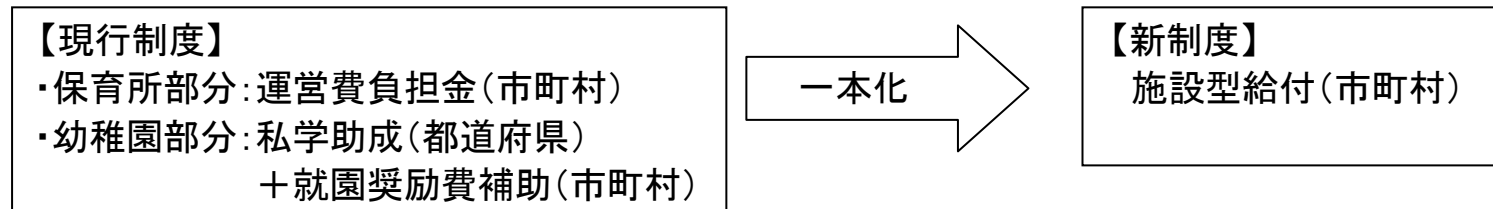
④事業所内保育事業

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う
- 従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもを保育

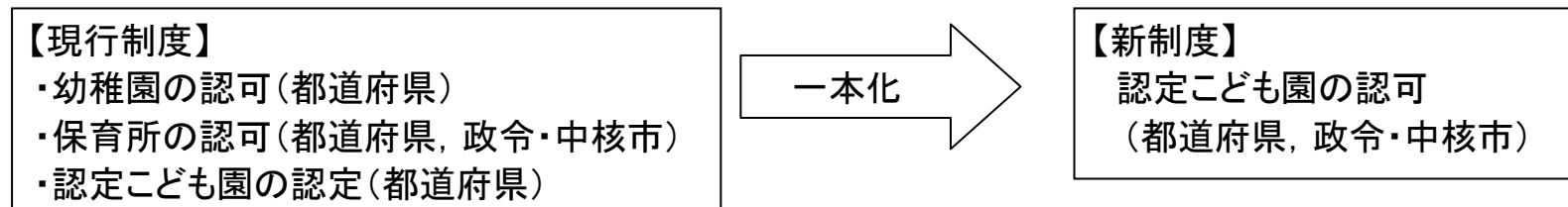
主な制度内容②: 認定こども園制度の改善

～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

- 「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。
 - 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供(満3歳未満児の受入れは任意)。
 - 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。



- 認可手続・権限が一本化



※その他の類型(幼稚園型, 保育所型, 地方裁量型)の認定こども園の認可手続等は現行どおり

- 設置主体は, 国, 自治体, 学校法人, 社会福祉法人のみ。
- 既存の幼稚園, 保育所からの移行は任意。

主な制度内容③：地域子ども・子育て支援事業の拡充

・地域子ども・子育て支援事業を充実（新設，拡充，制度改正）

＜新設，拡充，制度改正の例＞

○ 利用者支援事業《新設》

- 子どもや保護者が，新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し，円滑に利用できるよう，身近な場所で支援
- 富里市は，新制度施行に先立って，「こども・子育てコンシェルジュ」を設置（25年10月から）

○ 放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- 対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生→小学校6年生） ※富里市は既に受入を許可
- 設備・運営（従事者，員数，施設・設備，開所日数・時間等）に関する基準を，国が定める基準に基づき，市町村が条例化（現行制度の基準はガイドラインによる）

主な制度内容④：認可制度の改善

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認することとなります。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施することとなります。

主な改革内容⑤: 事業計画の策定

- 市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施することとなります。
- 地理的状況等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定めます。
- 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。→保護者に対する「ニーズ調査」を実施(25年12月実施予定)
- 計画期間は5年間(27~31年度)。(中間年度等で見直しの必要が生じる可能性があります。)
- 計画策定に当たり、千葉県との協議・調整が必要となります。
- ◎ 計画の策定・変更、進捗管理(PDCAサイクルのチェック)に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴きながら進めてまいります。

主な改革内容⑥：子ども・子育て会議の設置

- 国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。
 - 国では、概ね月1回ペースで会議並びに検討部会が開催され、基準づくりが進んでいます。
 - 自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されています。

財源・費用負担

- 国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源(恒久財源)を確保。
[消費増税(予定)]平成26年4月:8%→平成27年10月:10%
- 0.7兆円は、保育等の「量の拡充」(待機児童解消等)及び「質の改善」(職員配置・処遇改善等)に充当。
- 質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。(子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。)

| | 国 | ： | 都道府県 | ： | 市町村 |
|---------------|---|---|------|---|-----|
| 施設型給付・地域型保育給付 | 2 | ： | 1 | ： | 1 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 1 | ： | 1 | ： | 1 |

※ 国において「幼児教育無償化」を検討中。詳細は未定であるが、当面、多子世帯の保育料の実質無償化・軽減策を講じる方向。新制度とは別途財源を確保するとされている。

スケジュール

- 子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月施行予定。
(10%への消費増税の時期と連動。)
- 施行に必要な準備(子ども・子育て会議の設置, 事業計画の策定, 認可基準条例の制定, 支給認定手続, 認可・確認手続等)は, 施行を待つことなく, 順次実施する必要があります。
- 子ども・子育て会議の意見を聴きつつ, 平成25年12月にニーズ調査を実施した上で, 事業計画の「量の見込み」・「確保方策」を26年9月までにとりまとめる必要があります。
- 保育の必要性の認定手続, 平成27年4月から事業を開始する施設・事業の認可手続, 給付対象の確認手続等は, 平成26年下半期を目途に着手する必要があります。